

生産行程管理業務規程

平成 30 年 10 月 17 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ミヤギケンイシノマキシコフナコシアザヤマハタ3
（〒986-0132）宮城県石巻市小船越字山畑390
名称（フリガナ）：カホク シンコウキョウギカイ
河北せり振興協議会
代表者（管理人）の氏名：会長 高橋 正夫
ウェブサイトのアドレス：なし

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類
区分に属する農林水産物等：野菜類（せり）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：カホク
河北せり、Kahoku Dropwort、Kahoku Seri

4 明細書の変更

河北せり振興協議会（以下、協議会という）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）生産地・品種の確認

協議会は、生産者に作付内容を記載した報告書を毎年播種終了後速やかに作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに、栽培期間中に圃場を定期巡回し、生産者が明細書に記載の品種を使用しているか否かを確認する。

（2）栽培方法の確認

協議会は、生産者に栽培方法を記載した報告書を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに、栽培期間中に圃場を定期巡回し、生産者が明細書に記載の栽培方法を遵守しているか否かを確認する。

（3）出荷基準・最終製品の確認

生産者が属する各出荷団体の集荷場に持ち込まれた「河北せり」について、協議会の役員である各出荷団体の検収者が選別状態を確認することで、出荷基準・最終製品を確認し、販売実績報告書に取りまとめるとともに、その内容を協議会に提出する。協議会は報告書の内容を確認し、検査記録確認票を作成する。

（4）臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、協議会は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

- (1) 協議会は、前記5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対し警告を発するとともに、是正を求め、その求めに応じない場合は、是正されるまでの間、「河北せり」の名称の使用を禁止する。
- (2) 協議会は、年に1回以上、構成員である生産者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準について遵守徹底を図るものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 協議会は、前記5の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたせりについてのみ地理的表示である「河北せり」及びG I マークが使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「河北せり」及びG I マークが使用されている包材等についても確認する。
- (2) また、協議会は、前記(1)の確認において、以下のせりがないかも確認する。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないせりであるにもかかわらず、地理的表示である「河北せり」及びG I マークが使用されているせり
 - イ 地理的表示である「河北せり」のみが使用されているせり
 - ウ G I マークのみが使用されているせり
 - エ 地理的表示である「河北せり」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されているせり

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 協議会は、前記7において確認された以下の場合について、当該表示を行った生産者に対し警告を発するとともに、是正を求める。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないせりであるにもかかわらず、地理的表示である「河北せり」及びG I マークが使用されている場合
 - イ 地理的表示である「河北せり」のみが使用されている場合
 - ウ G I マークのみが使用されている場合
 - エ 地理的表示である「河北せり」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されている場合
- (2) 前項(1)の是正を求めたにもかかわらず、当該生産者に是正意思が認められない場合、または、効果的な是正措置を図ることが困難と判断された場合は、是正されるまでの間、「河北せり」の名称使用を禁止する。
- (3) 協議会は、6(2)に記載の講習会等の機会において、構成員である生産者に対し、適切な地理的表示等についての普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

協議会は、6月1日から翌年5月31日までを一年度として、年度終了後の3ヶ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる以下の資料
協議会の作成した検査記録確認票（地理的表示等の使用状況の記録を含む）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

協議会は、9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を協議会の事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ア 協議会の構成員である生産者が作成し、協議会に提出させた「河北せり」栽培報告書
- イ 協議会の構成員である出荷団体が作成し、協議会に提出させた「河北せり」販売実績報告書

11 連絡先

